

出入国在留管理庁 資料

在留資格認定証明書交付申請

手続概要

日本に入国しようとする外国人の方が、日本で行おうとする活動内容がいずれかの在留資格（「短期滞在」及び「永住者」を除く）に該当するものである等の上陸のための条件に適合していることを証明するために、入国前にあらかじめ行う申請です。
なお、交付された在留資格認定証明書は、在外公館における査証申請や上陸申請の際に提出・提示することにより、速やかに査証発給や上陸許可を受けることができます。

手続根拠

出入国管理及び難民認定法第7条の2

手続対象者

日本語

[ページトップ](#)

日本に入国を希望する外国人（短期滞在を目的とする者を除きます。）

申請時期

入国以前に交付を受けることができるように、余裕をもって申請書類を提出してください。

申請提出者

1. 申請人本人（日本への入国を希望する外国人本人）
2. 当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他**法務省令で定める代理人（e-Gov法令検索が開きます。）**
3. 次の（１）～（３）のいずれかに該当する申請取次者等（上記１又は２の方に代わって申請書類を提出できる者）
 - ※ 上記１又は２の方が、日本に滞在している場合に限られます。
 - （１）外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益法人の職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの
 - （２）地方出入国在留管理局長に届け出た弁護士又は行政書士
 - ※ 身分を証する文書（会社の身分証明書等）の提示をお願いしています。
 - （３）申請人本人の**法定代理人**

申請書・必要書類・部数

日本での活動内容（在留資格）に応じた申請書・資料を提出いただきます。

申請予定の在留資格を選択してください。（在留資格がわからない方は[在留資格一覧表](#)を参考にしてください。）

活動資格

公用	教授	芸術	宗教	報道
高度専門職	経営・管理	法律・会計業務	医療	研究
日本語	技術・人文知識・国際業務	企業内転勤	介護	ページトップ

技能	特定技能	技能実習	文化活動	短期滞在
留学	研修	家族滞在	特定活動	

身分資格

日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者
----------	----------	-----

申請先・受付時間・相談窓口

提出先

居住予定地・受入機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理官署

※郵送での提出は受け付けていません。

出入国在留管理庁や地方出入国在留管理官署に申請書を郵送しないでください。

([地方出入国在留管理官署](#)又は[外国人在留総合インフォメーションセンター](#) (0570-013904) にお問い合わせください。)

受付時間

平日午前9時から同12時、午後1時から同4時

([地方出入国在留管理官署](#)又は[外国人在留総合インフォメーションセンター](#) (0570-013904) にお問い合わせください。)

相談窓口

[地方出入国在留管理官署](#)又は[外国人在留総合インフォメーションセンター](#) (0570-013904)

オンライン申請

日本語

ページトップ

在留資格認定証明書交付申請は、オンラインで申請できます。詳細については、以下のリンク先のページを御確認ください。

在留申請のオンライン手続

手数料

手数料はかかりません。

審査基準

申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、[出入国管理及び難民認定法別表\(e-Gov法令検索が開きます。\)](#) 第一の下欄に掲げる活動（五の表の下欄に掲げる活動については、法務大臣があらかじめ告示をもって定める活動に限る。）又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位（永住者の項の下欄に掲げる地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに限る。）を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については、[法務省令（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号））](#)（[e-Gov法令検索が開きます。](#)）で定める基準に適合すること。

在留資格認定証明書の電子メール受領について

令和5年3月17日から、在留資格認定証明書を電子メールで受領することができます。詳細については、当庁ホームページ「[在留資格認定証明書の電子化について](#)」を御確認ください。

紙の在留資格認定証明書の取扱いについて

紙の在留資格認定証明書の交付を受けた方が、交付後に入国を取りやめた場合や、上陸申請時に写しを提出した場合、在留資格認定証明書の原本は、交付を受けた地方出入国在留管理官署に、郵送又は窓口で返納していただくようご協力をお願いいたします。返納時には、在留資格認定証明書の原本のほか、申請番号、返納者の氏名・申請人と納理由を記載した文書（任意様式）をご提出ください。

日本語

ページトップ

[返納理由書（参考様式）（Word：19KB）](#) 

[返納理由書（参考様式）（PDF：243KB）](#) 

結核スクリーニングについて

フィリピン、ベトナム、中国、インドネシア、ネパール及びミャンマーの国籍を有し、中長期在留者として来日する方については、準備が整った段階で、在留資格認定証明書交付申請の際に本国の日本国政府が指定する医療機関が発行する結核非発病証明書を提出していただき、**入国前の結核スクリーニング**を実施する予定です。

※ 再入国許可を有する方及び現在の居住地が対象国以外の国・地域であることが確認できる方は、対象外となります。

なお、各対象国別の開始時期については、それぞれの開始日の概ね3か月前から厚生労働省ホームページ等などを通じて広報する予定です。

詳細については、[厚生労働省ホームページ（厚生労働省のウェブサイトへ移動します。）](#)を御覧ください。

標準処理期間

1か月～3か月

不服申立方法

なし。



pdf書類をご覧になる場合は、[Adobe Reader](#) が必要です。
正しく表示されない場合は、最新バージョンをご利用ください。

[ページトップ](#)

日本語

[組織・採用](#)

[出入国手続](#)

[在留手続](#)

[在留支援](#)

在留審査処理期間(日数)

令和5年10月～12月許可分

		在留資格認定証明書 交付	在留期間更新		在留資格変更	
		処分(交付)まで の日数	処分(告知)まで の日数	審査終了 までの日数	処分(告知)まで の日数	審査終了 までの日数
教授		25.9	28.9	18.7	29.1	19.7
芸術		49.7	52.6	40.0	57.7	45.3
宗教		93.5	35.4	24.6	39.7	30.8
報道		81.3	42.9	35.7	71.0	49.0
高度専門職	1号イ	30.2	23.6	13.4	36.9	29.0
	1号ロ	17.8	34.5	24.7	31.8	22.2
	1号ハ	40.3	32.1	18.4	63.7	52.9
	2号				68.8	61.7
経営・管理		90.5	36.3	27.0	68.4	60.8
法律・会計業務		16.0	37.4	26.4	40.5	22.8
医療		49.8	33.0	21.0	60.3	48.4
研究		49.9	26.9	17.3	35.6	19.0
教育		38.9	33.4	20.4	29.9	20.5
技術・人文知識・国際業務		59.8	31.2	21.3	35.1	25.7
企業内転勤		40.2	32.1	21.0	22.0	13.7
介護		51.0	34.1	21.2	48.3	36.7
興行		27.5	31.9	17.2	25.9	16.5
技能		81.6	36.9	28.6	42.5	37.6
特定技能1号		62.1	37.7	27.2	56.2	38.0
特定技能2号			47.0	35.0	42.9	31.7
技能実習	1号イ	24.8				
	1号ロ	22.4	24.9	18.2	16.8	9.7
	2号イ	44.0			40.2	16.9
	2号ロ	22.7	25.9	16.8	43.5	21.9
	3号イ	21.7	31.0	16.8	30.6	20.3
	3号ロ	25.8	27.9	16.5	44.5	23.2
文化活動		26.3	26.6	14.8	31.2	18.4
短期滞在			10.6	6.7	7.5	6.5
留学		42.1	26.7	14.2	25.2	15.4
研修		24.3	21.0	7.2		
家族滞在		70.8	32.8	23.3	30.2	22.8
特定活動		40.3	35.5	25.1	38.5	28.7
日本人の配偶者等		72.6	32.3	20.1	35.0	25.3
永住者の配偶者等		85.8	32.6	19.8	36.1	26.5
定住者		81.5	32.8	20.3	38.8	29.7

注)

- ・ 本件は申請の受理から許可に至るまでの期間(許可を告知するまで)であり、追加資料の提出を求めた場合は、当該資料が提出されるまでの日数が含まれています。また、不許可処分・申請取下げ等は含まれません。
- ・ 在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請の場合、処分日は許可の告知時(入管局にお越しいただく日)となるため、「処分(告知)までの日数」には、審査終了から実際に入管局で許可を受けた日までの期間が含まれます。
- ・ 特定活動は行おうとする活動によって、審査期間が異なります。
- ・ 「技能実習3号」への在留資格変更について、申請後1か月以上一時帰国した後に許可を受ける事例が含まれています。

外国人エンジニアの受入れ・就労促進

(「国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱」
令和5年10月6日 内閣府・出入国在留管理庁決定)

規制改革の内容

特例措置前

外国人エンジニアの在留資格審査期間について、雇用先企業が中小企業やスタートアップの場合、長期化することもあり、入国時期が予見できず、企業が人材を計画的に採用することに困難が生じている。

特例措置

自治体による雇用先企業の経営状況の確認等を要件に、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査の迅速化及び期間の明確化を図る。

効果

- ・スタートアップはじめ国内企業の成長を担う
海外の優秀な人材の確保
- ・国内産業の国際競争力の強化
- ・国際的な経済活動の拠点の形成

規制改革の概要

〈在留資格認定証明書交付申請審査期間〉

従前

入管庁



標準処理期間
(1~3か月)



標準処理期間以上に
時間がかかるケースも発生

措置

自治体による
確認・支援



入管庁



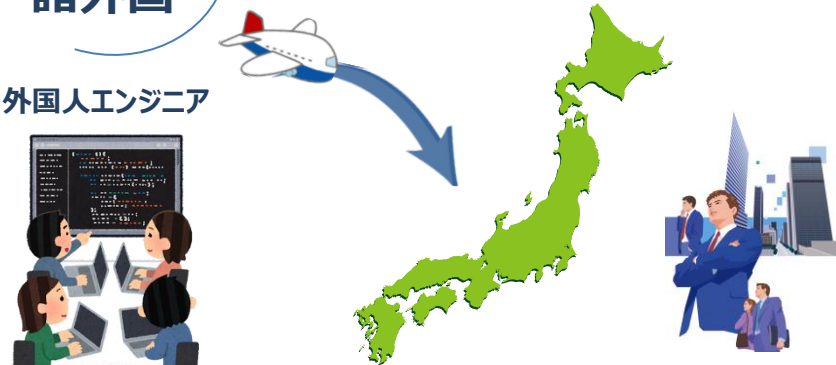
短縮



審査の迅速化・期間の明確化
※ 自治体の確認・支援内容等に
よって審査期間を決定

諸外国

外国人エンジニア



国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱

令和5年10月6日決定
令和5年10月11日改定
内閣府
出入国在留管理庁

第1 目的

この要綱は、スタートアップをはじめイノベータティブな国内企業の成長を担う海外の優秀なITエンジニア（以下「外国人エンジニア」という。）を確保し、我が国における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、外国人エンジニアの在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化するとともにその期間を明確化する国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業（以下「本事業」という。）に関して、その実施に必要な事項を定め、もって本事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

第2 本事業の措置を受けようとする者

この要綱及び第8の規定に基づき認定された国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第2条に定められた国家戦略特別区域を管轄する地方公共団体（以下「関係自治体」という。）が定める要領（以下「要領」という。）に基づき、関係自治体に認定された企業（以下「認定企業」という。）に雇用される外国人エンジニア

第3 事業概要等

1 概要

在留資格「技術・人文知識・国際業務」によって入国する場合、在留資格認定証明書交付申請の標準処理期間が1か月から3か月となっているところ、国家戦略特別区域において、関係自治体が企業の経営の安定性等を確認するとともに各種支援を実施することにより、認定企業に就労予定の外国人エンジニアについて、審査の迅速化及び期間の明確化の特例措置を実施する。

2 事業が行われる区域及び事業の実施期間

事業が行われる区域は、関係自治体が、国家戦略特別区域法第8条第1項に規定する区域計画を作成し、又は第9条第1項に基づき認定区域計画を変更し、内閣総理大臣の認定を受けた区域とする。また、事業の実施期間は当該認定を受けた日以降とする。

3 特例措置の対象となる申請

認定企業において、以下に分類された業務及びそれに付随する職務に従事する予定であると関係自治体が確認した外国人エンジニアに係る在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請を特例措置の対象とする。

（日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）に基づく分類）

大分類B 専門的・技術的職業従事者—中分類07 製造技術者（開発）

—小分類072 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発）

大分類B 専門的・技術的職業従事者—中分類10 情報処理・通信技術者

—小分類101 システムコンサルタント

102 システム設計者

103 情報処理プロジェクトマネージャー

104 ソフトウェア作成者

105 システム運用管理者

第4 外国人エンジニアを雇用する企業の要件及び責務

1 企業の要件

- (1) 本事業を行う関係自治体に事業所が所在し、外国人エンジニアを当該自治体内の当該事業所において勤務させること。
- (2) 商業・法人登記をしていること。
- (3) 上場していないこと。
- (4) 事業内容が主に以下のいずれかに該当すると関係自治体が認める企業であること。

（日本標準産業分類（平成25年10月改定（第13回改訂）（平成26年4月1日施行））に基づく分類）

大分類E 製造業—中分類28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

大分類E 製造業—中分類30 情報通信機械器具製造業

大分類G 情報通信業—中分類37 通信業

大分類G 情報通信業—中分類39 情報サービス業

大分類G 情報通信業—中分類40 インターネット付随サービス業

大分類L 学術研究、専門・技術サービス業—中分類71 学術・開発研究機関

—小分類711 自然科学研究所

—細分類7112 工学研究所

- (5) 経営状態が安定していることが関係自治体によって確認できること。
- (6) その他、要領によって定められた要件を満たすこと。

2 企業の責務

- (1) 本事業を活用して入国した外国人エンジニアの就労状況等について、当該外国人エンジニアが初回の在留期間更新許可を受けるまでの期間において、以下の状況が生じたとき、関係自治体へ遅滞なく報告すること。なお、アに伴う関係自治体への報告は、当該外国人エンジニアの稼働状況（勤務場所・出勤状況を含めた契約履行状況等）を含むものであること。

- ア 特例措置を活用して入国した外国人エンジニアを雇用したとき
 - イ 当該外国人エンジニアとの契約内容を変更したとき
 - ウ 当該外国人エンジニアが出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）違反又は刑罰法令違反となる行為をしたとき
 - エ 経営状況の急速な悪化等により当該外国人エンジニアの雇用が困難になる状況が予測されるとき
 - オ 当該外国人エンジニアを解雇したとき
 - カ 解雇した当該外国人エンジニアの帰国を確認したとき
- (2) 解雇した当該外国人エンジニアに対して、当該外国人エンジニアが帰国すべき状況にあるときは、帰国指導を行うこと。
- (3) 以下の場合に解雇した当該外国人エンジニアの帰国旅費を負担すること。
- ア 当該外国人エンジニアの責めに帰すべき事由によらず解雇等を行った場合
 - イ 当該外国人エンジニアが、病気等のやむを得ない理由により帰国旅費を支弁できない場合
- (4) その他、要領によって定められた責務を果たすこと。

第5 申請手続等

- 1 認定を受けようとする企業は、国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定申請書（様式第1号）に以下の書類を添付し関係自治体に提出しなければならない。
- ① 登記の履歴事項全部証明書の写し
 - ② 財務諸表
 - ③ 第4の2に規定する責務を果たす旨の誓約書（様式第6号）
 - ④ その他、要領で定める書類
- 2 認定企業が認定期間の更新を希望する場合は、国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定更新申請書（様式第2号）に上記1①～④の書類を添付し、関係自治体に提出しなければならない。

第6 関係自治体における取組

- 1 関係自治体による確認の手続
- (1) 関係自治体は、申請企業から提出された申請書記載事項の事実確認及び申請企業の経営の安定性について確認を行う。また、経営状態の確認に当たっては、確認の信頼性の確保に努めるものとする。
- (2) 関係自治体は、申請企業が第4の1で定める要件を全て満たしていることを確認した場合には、当該申請企業に対して国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定通知書（様式第3号）を交付する。認定しない場合は、その理由を付して国家

- 戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業不認定通知書（様式第4号）を交付する。なお、様式第3号の有効期限は発行日から1年間とする。
- (3) 関係自治体は、企業から認定のために提出された資料について、各関係自治体に規定する個人情報の保護に関する条例等に基づき、必要な同意等を得た上で、当該関係自治体の区域を管轄する地方出入国在留管理局（以下「地方出入国在留管理局」という。）に回付する。
- 2 認定企業及び外国人エンジニアへの支援及び指導
- (1) 関係自治体は認定企業に対して、認定通知書の有効期限内に1回以上、事業の進捗状況の確認及び経営安定化に向けた助言を行うこととする。
- (2) 関係自治体は認定企業に対して、関係自治体が実施する企業支援に関する各種補助金等の支援事業を紹介することとする。
- (3) (1)の確認又は第4の2(1)エの報告等によって、企業の経営状況の急速な悪化が推察される場合には、必要に応じ関係自治体から企業に対し、状況確認や外国人エンジニアとの雇用契約を終了する場合の確実な帰国指導を実施するよう指導をすることとする。
- (4) 関係自治体は、第4の2(1)オに掲げる解雇の報告を受けたとき、外国人エンジニアに対して直接帰国指導を行う。
- (5) 関係自治体は認定企業に対して、第4の2(2)・(3)に掲げる帰国指導及び帰国旅費の負担を確実に実施するよう指導することとする。
- (6) 認定企業が上記(5)の指導に応じない場合は、関係自治体から外国人エンジニアに対して直接帰国指導を行うこととする。
- 3 認定の更新
- 認定企業から様式第2号が提出された場合、関係自治体は上記1に掲げる確認手続を行い、改めて企業に様式第3号を交付する。なお、更新の場合も様式第3号の有効期間は発行日から1年間とする。
- 4 認定の取消し
- 認定企業が第4の1に掲げる要件のいずれかに適合しないものとなったと認める場合、第4の2に掲げる責務のいずれかに違反したと認める場合又はその他認定の継続が適当でないと関係自治体が判断する場合には、国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定取消通知書（様式第5号）により通知したうえで、関係自治体は当該企業の認定を取り消すことができる。
- 第4の2に掲げる責務のいずれかに違反した、又はその他認定の継続が適当でないと関係自治体が判断したことに伴い認定を取消された企業については、通知日から1年間、本特例を活用できないこととする。
- 5 報告事項等
- (1) 認定企業から第4の2(1)に基づく報告を受け、入管法上の問題があると認めた場合には、地方出入国在留管理局に報告する。
- (2) 企業の認定を取り消した場合には、当該取消事実を地方出入国在留管理局に報告する。

第7 外国人エンジニアの入国手続等

特例措置の適用を受けようとする外国人エンジニア（又は代理で在留資格認定証明書交付申請をする企業等）は、関係自治体の発行した国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定通知書（様式第3号）の有効期間以内に、管轄する地方出入国在留管理局における在留資格認定証明書の交付申請の手続の際に、当該通知書の写しを提出する。

第8 その他

本事業の活用を希望する関係自治体は、第6に掲げる取組等、この要綱に定めるもの以外に必要な事項を定めた要領を作成し、内閣府及び法務省に協議し、事業の実施が支障ないことの確認を受けるとともに、関係自治体が参画する国家戦略特区区域会議において、本事業の実施を区域計画に位置づけ、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

附則

福岡市における本事業の実施による特例措置については、第8に基づき区域計画の認定がされた場合には、要領に記載の支援措置を踏まえた上で、外国人エンジニアに係る在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査期間は、標準処理期間にかかわらず、1か月を目途に処理する。ただし、申請書類の不備等で処理に一定期間を要する必要がある場合には2か月を目途に処理する。なお、この審査期間については、運用状況を踏まえ必要に応じて見直すものとする。

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）

○ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活 動	基 準
法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	<p>申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手續等及び国際調停事件の手續についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>一 申請人が自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。ただし、申請人が情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、この限りでない。</p> <p>イ 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。</p> <p>ロ 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。</p> <p>ハ 十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）を有すること。</p> <p>二 申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。</p> <p>ロ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。</p> <p>三 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>

「技術・人文知識・国際業務」に係る提出書類一覧【カテゴリー1・2・3・4共通】

(在留資格認定証明書交付申請用)

〈表1〉

No.	提出書類	提出の要否				チェックボックス
		所属機関のカテゴリー				
		カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4	
1	在留資格認定証明書交付申請書	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>
2	写真（縦4cm×横3cm） ※申請前6か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。 ※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付してください。	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>
3	返信用封筒 （定形封筒に宛名及び宛先を明記の上、必要な額の郵便切手（簡易書留用）を貼付したもの） ※申請結果（在留資格認定証明書等）の返送に使用するものです。	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>
4	所属機関がいずれのカテゴリーに該当するかを証明する文書 ※右記の書類の中で、提出可能な書類を提出してください。 ※提出可能な書類がない場合は、カテゴリー4に該当することとなります。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	<input type="checkbox"/>
5	専門学校を卒業し、専門士又は高度専門士の称号を付与された者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証明する文書	△	△	△	△	<input type="checkbox"/>
6	派遣契約に基づいて就労する場合（申請人が被派遣者の場合）は、派遣先での活動内容を明らかにする資料（労働条件通知書（雇用契約書）等の写し）	△	△	△	△	<input type="checkbox"/>

「技術・人文知識・国際業務」に係る提出書類一覧【カテゴリ3・4】

(在留資格認定証明書交付申請用)

【表2】

No.	提出書類	提出の要否		チェックボックス
		所属機関のカテゴリ		
		カテゴリ3	カテゴリ4	
7	<p>活動内容等を明らかにするいずれかの資料</p> <p>(1) 労働契約を締結する場合 労働基準補う第15条第1項及び同胞施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書</p> <p>(2) 日本法人である会社の役員に就任する場合 役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録（報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録）の写し</p> <p>(3) 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合 地位（担当業務）、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書</p>	○	○	□
8	<p>学歴及び職歴その他経歴等を証明する文書</p> <p>(1) 申請に係る技術又は知識を要する職務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p> <p>(2) 学歴又は職歴等を証明する次のいずれかの文書</p> <p>ア 大学等の卒業証明書又はこれと同等以上の教育を受けたことを証明する文書。なお、DOEACC制度の資格保有者の場合は、DOEACC資格の認定証（レベル「A」、「B」又は「C」に限る。）</p> <p>イ 在職証明書等で、関連する業務に従事した期間を証明する文書（大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間に記載された当該学校からの証明書を含む。）</p> <p>ウ IT技術者については、法務大臣が特例告示をもって定める「情報処理技術」に関する試験又は資格の合格証書又は資格証書 ※5の資料を提出している場合は不要</p> <p>エ 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する場合（大学を卒業した者が翻訳・通訳又は語学の指導に従事する場合を除く。）は、関連する業務について3年以上の実務経験を証明する文書</p>	○	○	□
9	登記事項証明書	○	○	□
10	<p>事業内容を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>(1) 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が詳細に記載された案内書</p> <p>(2) その他勤務先等の作成した上記（1）に準ずる文書</p>	○	○	□
11	<p>直前年度の決算文書の写し</p> <p>※新規事業の場合は事業計画書</p>	○	○	□
12	<p>前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>(1) 源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料</p> <p>(2) 上記（1）を除く機関の場合</p> <p>ア 給与支払事務所等の開設届書の写し</p> <p>イ 次のいずれかの資料</p> <p>(ア) 直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（領収日付印のあるものの写し）</p> <p>(イ) 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料</p>		○	□

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について

平成20年3月策定
出入国在留管理庁
(最終改定令和6年2月)

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格については、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます。）別表第一の二の表の下欄に該当する活動の内容が規定されており、法務省令において、これらの在留資格により本邦に上陸しようとする外国人が適合すべき基準が規定されているところ、申請者の予見可能性を高めるとともに、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図る観点から、同在留資格の要件について以下のとおり公表します。

なお、「留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への資格変更ガイドライン」（平成27年2月策定）、「ホテル・旅館等において外国人が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で就労する場合の在留資格の明確化について」（平成27年12月策定）及び「「クールジャパン」に関わる分野において就労しようとする留学生等に係る在留資格の明確化等について」（平成29年9月策定）については、本ガイドラインに取りまとめています。

1 行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動は、入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄において、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項から興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）」と規定されています。

(1) 本邦の公私の機関との契約に基づくものであること

「本邦の公私の機関」には、会社、国、地方公共団体、独立行政法人、公益法人等の法人のほか、任意団体（ただし、契約当事者としての権利能力はありません。）も含まれます。また、本邦に事務所、事業所等を有する外国の国、地方公共団体（地方政府を含む。）、外国の法人等も含まれ、さらに個人であっても、本邦で事務所、事業所等を有する場合は含まれます。

「契約」には、雇用のほか、委任、委託、囑託等が含まれますが、特定の機関との継続的なものでなければなりません。また、契約に基づく活動は、本邦において適法に行われるものであること、在留活動が継続して行われることが見込まれることが必要です。

(2) 「自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務」又は「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」に従事する活動であること

ア 自然科学の分野には、理学、工学のほか、農学、医学、歯学及び薬学等が含まれます。また、人文科学の分野には、法律学、経済学、社会学のほか、文学、哲学、教育学、心理学、史学、政治学、商学、経営学等が含まれます。いずれの場合も、前提として、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力を必要とする活動でなければなりません。

一般的に、求人の際の採用基準に「未経験可、すぐに慣れます。」と記載のあるような業務内容や、後述の上陸許可基準に規定される学歴又は実務経験に係る要件を満たしていない日本人従業員が一般的に従事している業務内容は、対象となりません。

イ 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務とは、単に外国人であるだけでなく、日本国内の文化の中では育てられないような思考又は感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を持って、その能力を要する業務に従事するものであることが必要です。

ウ 行おうとする活動が、「技術・人文知識・国際業務」に該当するものであるか否かは、在留期間中の活動を全体として捉えて判断することとなります。したがって、例えば、「技術・人文知識・国際業務」に該当すると認められる活動は、活動全体として見ればごく一部であり、その余の部分は「技術・人文知識・国際業務」に該当するとは認められない、特段の技術又は知識を要しない業務や、反復訓練によって従事可能な業務を行う場合には、「技術・人文知識・国際業務」に該当しないと判断されます。

また、行おうとする活動に「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務が含まれる場合であっても、それが入社当初に行われる研修の一環であって、今後「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務を行う上で必ず必要となるものであり、日本人についても入社当初は同様の研修に従事するといった場合には、「技術・人文知識・国際業務」に該当するものと取り扱っています。実務研修に係る取扱いの詳細は別紙1のとおりです。

2 法務省令で定める上陸許可基準に適合していること

(1) 自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれかに該当することが必要です。

ア 従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して卒業していること（注）

従事しようとする業務に必要な技術又は知識に係る科目を専攻していることが必要であり、そのためには、大学・専修学校において専攻した科目と従事しようとする業務が関連していることが必要です。

(注) 業務との関連性について

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、また、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとされており（学校教育法第83条第1項、第2項）、このような教育機関としての大学の性格を踏まえ、大学における専攻科目と従事しようとする業務の関連性については、従来より柔軟に判断しています（海外の大学についてもこれに準じた判断をしています。）。また、高等専門学校は、一般科目と専門科目をバランスよく配置した教育課程により、技術者に必要な豊かな教養と体系的な専門知識を身につける機関であるとされており、大学と同様、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとするものとされている（同法第105条第2項）ことから、大学に準じた判断をしています。

他方、専修学校は、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とするとされている（同法第124条）ことから、原則として専修学校における専攻科目と従事しようとする業務については、相当程度の関連性を必要とします。

ただし、「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（令和5年文部科学省告示第53号）」第2条に定める文部科学大臣による認定を受けた専修学校の専門課程の学科を修了した者（以下「認定専修学校専門課程修了者」という。）」については、企業等と連携して実習等の授業を行っていることや、日本社会に関する理解を促進する環境が整備されていることなどを認定要件とする専門課程を修了し、質の高い教育を受けたことにより、修得した知識を応用できると考えられることから、専攻科目と従事しようとする業務の関連性について、柔軟に判断することとしています。

また、専修学校の専門課程を修了した者が、従事しようとする業務に相当程度関連する科目を直接「専攻」したとは認められないような場合でも、履修内容全体を見て、従事しようとする業務に係る知識を習得したと認められるような場合においては、総合的に判断した上で許否の判断を行っているほか、関連性が認められた業務に3年程度従事した者については、その後に従事しようとする業務との関連性については、柔軟に判断します。

なお、専修学校の専門課程を修了した者については、修了していることのほか、①本邦において専修学校の専門課程の教育を受け、「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」（平成6年文部省告示第84号）第2条の規定により専門士と称することができること、又は②同規程第3条の規定により高度専門士と称することができる必要です。

(※) 別紙2に掲げる教育機関（ファッションデザイン教育機関）の特定の専攻科・コースを卒業した者が、「留学」から「技術・人文知識・国際業務」の在留資

格へ変更する場合には、「本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）」に係る上陸許可基準に適合していることを要しません。

イ 10年以上の実務経験があること

実務経験の期間には、大学等において関連科目を専攻した期間も含まれます。また、「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務に10年従事したことまで求めるものではなく、関連する業務に従事した期間も実務経験に含まれます。

(2) 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当することが必要です。

ア 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること

イ 従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験があること

従事しようとする業務と同じ業務の実務経験である必要はありませんが、関連する業務である必要があります。また、大学を卒業した者が、翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は実務経験は不要です。

(3) 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることが必要です。また、報酬とは、「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、通勤手当、扶養手当、住宅手当等の実費弁償の性格を有するもの（課税対象となるものを除きます。）は含みません。

3 その他

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可に当たっては、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」を踏まえて審査が行われますが、例えば、以下の点について考慮されます。

(1) 素行が不良でないこと

素行が善良であることが前提となり、良好でない場合には消極的な要素として評価されます。例えば、資格外活動許可の条件に違反して、恒常的に1週について28時間を超えてアルバイトに従事しているような場合には、素行が善良であるとはみなされません。

(2) 入管法に定める届出等の義務を履行していること

入管法第19条の7から第19条の13まで、第19条の15及び第19条の16に規定する在留カードの記載事項に係る届出、在留カードの有効期間更新申請、紛失等による在留カードの再交付申請、在留カードの返納、所属機関等に関する届出などの義務を履行していることが必要です。

- 別紙 1 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で許容される実務研修について
 別紙 2 ファッションデザイン教育機関
 別紙 3 許可・不許可事例
 別紙 4 ホテル・旅館等において外国人が就労する場合の在留資格の明確化について
 別紙 5 「クールジャパン」に関わる分野において就労しようとする留学生等に係る在留資格の明確化等について

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で許容される実務研修について

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格により在留する外国人が採用当初に行う実務研修に係る在留審査上の取扱は下記のとおりです。

1 実務研修の取扱

外国人が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で在留するためには、当該在留資格に該当する活動、すなわち、学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務に従事することが必要です。

他方で、企業においては、採用当初等に一定の実務研修期間が設けられていることがあるところ、当該実務研修期間に行う活動のみを捉えれば「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当しない活動（例えば、飲食店での接客や小売店の店頭における販売業務、工場のライン業務等）であっても、それが日本人の大卒社員等に対しても同様に行われる実務研修の一環であって、在留期間中の活動を全体として捉えて、在留期間の大半を占めるようなものではないようなときは、その相当性を判断した上で当該活動を「技術・人文知識・国際業務」の在留資格内で認めています。

2 「在留期間中」の考え方

この研修期間を含めた在留資格該当性の判断は、「在留期間中の活動を全体として捉えて判断する」ところ、ここでいう「在留期間中」とは、一回の許可毎に決定される「在留期間」を意味するものではなく、雇用契約書や研修計画に係る企業側の説明資料等の記載から、申請人が今後本邦で活動することが想定される「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって在留する期間全体を意味します。

そのため、例えば、今後相当期間本邦において「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動に従事することが予定されている方（雇用期間の定めなく常勤の職員として雇用された方など）が、在留期間「1年」を決定された場合、決定された1年間全て実務研修に従事することも想定されます。

他方で、雇用契約期間が3年間のみで、契約更新も予定されていないような場合、採用から2年間実務研修を行う、といったような申請は認められないこととなります。

なお、採用から1年間を超えて実務研修に従事するような申請については、下記3に記載する研修計画の提出を求め、実務研修期間の合理性を審査します。

3 研修計画等

研修期間として部分的に捉えれば「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当しない活動を行う必要がある場合、必要に応じ、受入れ機関に対し日本人社

員を含めた入社後のキャリアステップ及び各段階における具体的職務内容を示す資料の提出をお願いすることがあります。

当該実務研修に従事することについての相当性を判断するに当たっては、当該実務研修が外国人社員だけに設定されている場合や、日本人社員との差異が設けられているようなものは、合理的な理由（日本語研修を目的としたようなもの等）がある場合を除き、当該実務研修に従事することについての相当性があるとは認められません。

なお、採用当初に行われる実務研修の他、キャリアステップの一環として、契約期間の途中で実施されるような実務研修についても、同様に取り扱っています。

4 在留期間の決定について

これら実務研修期間が設けられている場合、実務研修を修了した後、「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動に移行していることを確認する必要があるため、在留資格決定時等には、原則として在留期間「1年」を決定することとなります。

なお、在留期間更新時に当初の予定を超えて実務研修に従事する場合、その事情を説明していただくこととなりますが、合理的な理由がない場合、在留期間の更新が認められないこととなります。

ファッションデザイン教育機関

教育機関	専攻科・コース	対象者
エスモード・ジャポン 東京校	ファッションクリエイティブ学部 総合コース	令和2年3月から 令和6年3月卒業生まで
	ファッションクリエイティブ学部 パリ校留学コース	令和2年3月から 令和6年3月卒業生まで
	ファッションクリエイティブ学部 イングリッシュコース	令和2年3月から 令和6年3月卒業生まで
	ファッションクリエイティブ学部 経験者向けインテンシブコース	令和2年3月から 令和6年3月卒業生まで

教育機関	専攻科・コース	対象者
エスモード・東京校 (旧 エスモード・ジャポン東京校)	ファッションデザイン学部 総合コース	令和6年4月以降の 卒業生から
	ファッションデザイン学部 パリ校留学コース	令和6年4月以降の 卒業生から
	ファッションデザイン学部 イングリッシュコース	令和6年4月以降の 卒業生から
	ファッションデザイン学部 インテンシブコース	令和6年4月以降の 卒業生から

教育機関	専攻科・コース	対象者
バンタンデザイン 研究所	ファッション学部 ファッションディレクター学科	令和4年3月卒業生から